

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	13-3	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	根拠条項	旧 33-1	許認可等の内容	第二種フロン類回収業者の変更の届出
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (平成十三年六月二十二日法律第六十四号)					
(変更の届出)					
旧第十三条 第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）があったときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。					
(登録の拒否)					
旧第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第二種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。					
一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの					
二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者					
三 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者					
四 第二十九条第一項の登録を受けた者（以下「第二種フロン類回収業者」という。）で法人であるものが第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその第二種フロン類回収業者の役員であった者でその処分があった日から二年を経過しないもの					
五 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者					
六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの					
2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。					
(準用)					
旧法第三十三条 第十二条から第十八条まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は第二種フロン類回収業者（次項に規定する第二種フロン類回収業者を除く。）について準用する。					
附則					
(フロン類回収破壊法の一部改正に伴う経過措置)					
第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収破壊法第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、旧フロン類回収破壊法第二十九条から第三十四条まで、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条から第六十四条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十九条及び第八十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。					